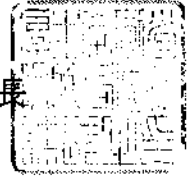


保医発第0408003号
平成14年4月8日

日本病院会長 殿

厚生労働省保険局医療課長



平成14年度診療報酬改定関連通知の送付について

本日付けで別添のとおり通知しましたのでお知らせいたします。

記

各地方社会保険事務局長、都道府県知事あて通知

医療用具の保険適用等に関する取扱いについて（保発第0408001号）

各地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び
都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて通知

平成14年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について（保医発第0408001号）



保発第0408001号
平成14年4月8日

地方社会保険事務局長 殿

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

医療用具の保険適用等に関する取扱いについて

医療用具の保険適用等に関する取扱いに関して、関連する通知を下記のとおり改正するので通知する。
なお、下記については、平成14年4月1日より取扱うものとする。

記

平成14年2月13日医政発第0213012号、保発第0213011号の一部を次のように改正する。

1中「(平成12年3月厚生省告示第85号。)」を「(平成14年3月厚生労働省告示第98号。)」
に改正する。



保医発第0408001号

平成14年4月8日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県老人医療主管部（局）

老人医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

平成14年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

平成14年度診療報酬改定に関連する通知として、3月18日付けで、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成14年3月18日保医発第0318003号）、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の制定に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（平成14年3月18日保医発第0318004号）、「特定診療報酬算定医療用具の定義等について」（平成14年3月18日保医発第0318006号）及び「特定保険医療材料の定義について」（平成14年3月18日保医発第0318007号）を発出したところであるが、これらの通知について、別紙のとおり訂正するので、その取り扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。

(別紙)

(保医発第0318003号)

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について

〈I 算定方法告示別表第一医科診療報酬点数表に関する事項〉

3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い

(1) 血管造影用シースイントロデューサーセット

ア 血管造影用シースイントロデューサーセットの材料価格には、ダイレーター、カテーテルシース及びガイドワイヤーの材料価格が含まれ別に算定できない。ただし、ダイレーターのみ使用する場合は、ダイレーターとして算定する。

イ ペースメーカー用カテーテル電極用シースイントロデューサーセットは、血管造影用シースイントロデューサーセットの標準品蛇行血管用として算定する。

(別紙1)

060 人工膝関節用材料	
(3) 大腿骨側材料・片側置換用材料 (I)	人工膝関節 料 KH - 3
(4) 大腿骨側材料・片側置換用材料 (II)	人工膝関節 料 KH - 4

(保医発第0318004号)

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の制定に伴う

特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について

1 特定保険医療材料料について

特定保険医療材料料については、「特定保険医療材料の定義について」（平成14年3月18日保医発第03180057号。以下「定義通知」という。）の各号に規定する定義のいずれかに該当する医療用具のうち、「医療用具の保険適用等に関する取扱いについて」（平成14年2月13日医政発第0213012号、保発第0213011号）に規定する手続を経たものを使用した場合に限り算定できるものであり、その取り扱いについては、以下によるものであること。

(保医発第0318006号)

特定診療報酬算定医療用具の定義等について

(別表)

光トポグラフィー	器具器械(17) 血液検査用器具	オキシメータ	脳の代謝及び循環状態の 検査が可能なもの	236-2	光トポグラフィー
----------	---------------------	--------	-------------------------	-------	----------

(保医発第0318007号)

特定保険医療材料の定義について

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年3月厚生省告示第54号)の規定に基づく特定保険医療材料及びその材料価格については、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成14年厚生労働省告示第98号)により定められているところであるが、今般、保険医療材料制度のより一層の透明化、適正化等を図る観点から、特定保険医療材料等の機能別分類及び保険導入の手続きの見直しと併せて、当該材料価格基準に定められている特定保険医療材料のうち、フィルム及び別表第三調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料のうち保険薬局における購入価格とされている材料に関するもの以外について、その定義を別表の通り定めたので通知する。

また、平成12年9月30日以前に既に保険償還の対象となっている個々の特定保険医療材料について、該当する分野、区分について疑義が生じた場合には、その都度当職に照会し、その確定を行うものとするので留意されたい。

なお、従前の「特定保険医療材料の定義について」(平成12年12月28日保医発第246号)は、平成14年3月31日限り廃止する。

〈063 固定用内副子(プレート)〉

(3) 機能区分の定義

⑨ その他のプレート

ア 定義

次のいずれにも該当すること。

- i 骨又は軟部組織等の接合又は固定することを目的に、単独又は固定用内副子(スクリュー)と併用して使用するプレートであること。
- ii 固定用内副子(プレート)のストレートプレート、有角プレート、骨端用プレートに

該当しないものであること。

イ 機能区分の考え方

使用目的及び構造により、標準（6区分）及び特殊2区分）の合計8区分に区分する。

ウ 機能区分の定義

i 標準・指骨、頭蓋骨、顔面骨、上下顎骨用・ストレート型・異形型

次のいずれにも該当すること。

a 指骨、頭蓋骨、顔面骨、上下顎骨の固定に使用されるプレートであること。

b iiに該当しないこと。

ii 標準・指骨、頭蓋骨、顔面骨、上下顎骨用・メッシュ型

次のいずれにも該当すること。

a 指骨、頭蓋骨、顔面骨、上下顎骨の固定に使用されるプレートであること（眼窩床用を含む。）。

b メッシュ状の構造を有するものであること。

〈137 血管内手術用カテーテル〉

(M) 汎用型圧測定用プローブ

定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認上、類別が「器具器械（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「滅菌済み血管診断用チューブ及びカテーテル」であること又は類別が「器具器械（21）内臓機能検査用器具」であって、一般的名称が「頭蓋内圧計」であること。
- ② カテーテル先端付近の圧センサーを用い、血管内、頭蓋内又は筋内の圧力を測定することを目的に体内に留置して使用するカテーテルであること。
- ③ 他に分類されるカテーテルに該当しないこと。